所 属 長 様

インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については，学校保健安全法施行規則第１９条第２項により，「発症した後５日を経過し，かつ，解熱*した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」と規定されていることから，登校する際には，下記事項をご記入・ご確認の上，提出願います。

※インフルエンザによる出席停止期間については，裏面の出席停止期間早見表をご確認ください。

＊解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥ …… 医療機関により記入 （※医療機関での記入が難しい場合には，保護者記入）

（※保護者記入の際は，医師の押印は不要とする。）

⑦ …… 保護者記入

※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

① 受 診 医 療 機 関 名：

② 医 師 氏 名： 印

③ 発 症 日： 年 月 日 （病気による熱等の症状が始まった日）

④ 診 断 日： 年 月 日 （医療機関で診断された日）

⑤ 診 断 型： A型 ・ B型 ・ 不明 （該当する項目に○を付けて下さい）

⑥ 処 方 薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他（該当する項目に○を付けて下さい）

⑦ 体 温 の 経 過 （測定・・・できれば朝・夜１回，夜１回も可）

	体温測定月日	測定時間：体温	測定時間：体温
発症日	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
１日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
２日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
３日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
４日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
５日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
６日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
７日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
８日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

【発熱期間が長く，記録できない場合は，裏面の余白を使い，記入してください。】

上記のとおり，発症した後５日を経過し，かつ，解熱した後２日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあっては３日）を経過しましたので，出席停止措置の解除をお願いいたします。

年 月 日

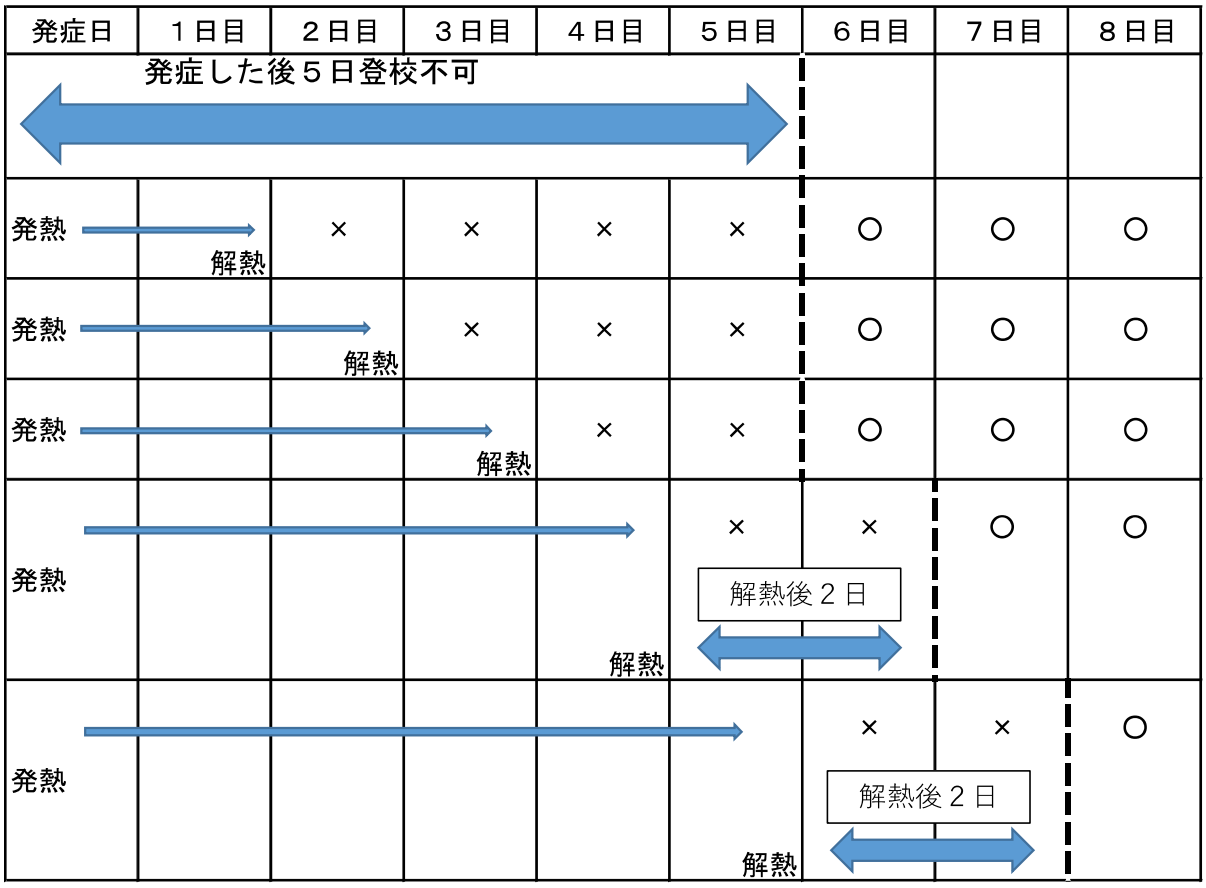
児童生徒名：

保護者名 ： 印

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後５日を経過し，かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。

※発症した次の日を１日目として５日間は出席停止となる。
　発症後４日目以降に解熱した場合には，解熱後２日間（幼児にあっては３日間）を経過するまで出席停止となるため，５日間を越えての出席停止となる。



★　１日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★　治癒証明書の提出は必要ありません。